

社会福祉法人あまのほ役員等の報酬等の支給規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あまのほ（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関する事項を定める。

（報酬）

第2条 法人の役員等に対し、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監査業務（以下「会議等」という。）への出席者について、交通費を含め1回あたり5,000円を支給する。

2 ただし、各年度の報酬は役員等ごとに150,000円の総額を超えない範囲で支給する。

（費用弁償）

第3条 役員等が、前条第1項の会議等以外の法人の用務で旅行したときは、法人旅費規程を準用する。

（改正）

第4条 この規程の改定は、評議員会の議決を要するものとする。

付則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から改定、適用する。